

議案第18号

京丹後市空家等対策協議会条例の一部改正について

京丹後市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

「市長公室地域コミュニティ推進課」を「市長公室地域コミュニティ・にぎわいづくり課」に名称変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

京丹後市空家等対策協議会条例（平成28年京丹後市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条中「建設部都市計画・建築住宅課」を「市長公室地域コミュニティ・にぎわいづくり課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

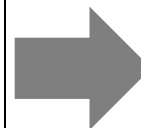
京丹後市空家等対策協議会条例(平成28年京丹後市条例第23号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市空家等対策協議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月25日 条例第23号</p> <p>第1条～第9条 (略) (庶務)</p> <p>第10条 協議会の庶務は、<u>建設部都市計画・建築住宅課</u>において処理する。</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>京丹後市空家等対策協議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月25日 条例第23号</p> <p>第1条～第9条 (略) (庶務)</p> <p>第10条 協議会の庶務は、<u>市長公室地域コミュニティ・にぎわいづくり課</u>において処理する。</p> <p>第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>

令和8年度組織改正の内容（移住・空家等関連）

※未定稿

令和7年度		
部	課	所掌事務 (移住・空家等関連)
市長公室	政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>移住・定住促進</u></li> <li>・<u>空家利活用</u></li> </ul>
	<u>地域コミュニティ推進課</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな地域コミュニティ推進</li> <li>・区長連絡協議会</li> <li>・地域おこし協力隊など</li> </ul>
建設部	都市計画・建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>空家総合窓口</u></li> <li>・<u>空家等対策協議会</u></li> <li>・管理不全空家・特定空家対応等</li> </ul>



令和8年度		
部	課	所掌事務 (移住・空家等関連)
市長公室	政策企画課	—
	<u>地域コミュニティ・にぎわいづくり課</u>	(既存事務に加え) <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>移住・定住促進</u></li> <li>・<u>空家総合窓口</u></li> <li>・<u>空家等対策協議会</u></li> <li>・<u>空家利活用</u></li> <li>・<u>二地域居住</u></li> </ul>
建設部	都市計画・建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理不全空家・特定空家対応等</li> </ul>